

重要事項説明書

令和6年1月1日新規

事業所名	丸内・芦城第二高齢者総合相談センター		
事業の種類	指定介護予防支援事業	事業所番号	1700300088
事業所の所在地	〒923-0801 石川県小松市園町ニ155番地1		
事業所連絡先	0761-22-5070	管理者	所長 中野 京子
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。2. 利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。3. 指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。4. 指定介護予防の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。5. 事業の運営にあたっては、小松市、他の高齢者総合相談センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。		
従業者の職種・員数	管理者兼主任介護支援専門員 1名 社会福祉士 1名 看護師 2名 ※いずれも地域包括支援センターの従業者と兼務となります。		
営業日及び営業時間	(1)営業日 月曜日から金曜日 ※国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日を除く (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分 ※緊急時は、上記に関わらず24時間連絡体制をとっています		
サービス内容	<ol style="list-style-type: none">1. 介護予防サービス計画の作成2. 指定介護予防サービス事業者との連絡調整3. サービス実施状況の把握と評価4. 他の指定介護予防支援事業者等との連絡調整5. 主治医との連絡調整6. サービス利用・介護相談7. 各種手続きの相談支援		
利用料の額	法定代理受領の場合は、利用者負担はありません。 上記以外の場合は、介護報酬の告示上の額とします。		
通常の事業の実施地域	丸内圏域(稚松小学校下(ただし上牧町・下牧町を除く)) 第一小学校校下の糸町、白江町(一部除く)、白松町		
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。2. 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。4. 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。		
苦情相談窓口	担当者 : 管理者 中野 京子 連絡先 : TEL 0761-22-5070 FAX 0761-22-5071		
サービス利用に当たっての留意事項	<ol style="list-style-type: none">1. センター及び担当職員その他のセンターの従業者は業務上知りえた個人情報は契約期間中はもとより契約終了後も他に漏れないよう細心の注意をは払います。2. サービス担当者会議などにおいて利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者に説明し同意を得るものとします。		